

東邦大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2019年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2023年度＞

東邦大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、6点の改善課題及び3点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

大学評価及び2019年度末に実施した「自己点検・評価検証会」による指摘を踏まえ、改善施策や優先度、担当部署等を「学長・学部長会議」を中心に検討した結果を「2019年度大学評価および2019年度検証会で判明した課題とその改善について」（以下「50の課題」という。）としてまとめている。特に、「大学協議会」を中心とした全学的な内部質保証システムの整備を喫緊の課題としており、2021年度に「東邦大学における内部質保証の方針」の新規策定及び「東邦大学自己点検・評価規程」の全面改正を行う等、システムの整備に取り組んでいる。同年度には「50の課題」に関する全学的な自己点検・評価を実施し、改善の進捗状況等を随時確認している。大学全体としては、改善に向けて精力的に取り組んでいる。なお、今回の改善報告書において課題として残っている点については、引き続き改善に取り組むことが求められる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

是正勧告については、学生の受け入れにおける定員管理の問題に関して、引き続き改善が求められる。

改善課題については、内部質保証システムにおける実態と規程の齟齬の問題、一部の学部における単位の実質化に関する問題、一部の研究科における学習成果の把握・評価についての問題に関して、今後も更なる改善に努めることが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果

東邦大学

	提言（全文）	薬学研究科修士課程、同研究科博士課程、理学研究科博士前期課程及び同研究科博士後期課程では、具体的な研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
	検討所見	<p>薬学研究科では、具体的な研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを学位課程ごとに設定し、シラバスに明示している。また、理学研究科では、研究指導の方法及びスケジュールを履修案内に明示している。これらのシラバスや履修案内はホームページに公表し、あらかじめ学生に明示している。</p> <p>以上のことから、薬学研究科修士課程、同研究科博士課程、理学研究科博士前期課程及び同研究科博士後期課程における研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールをそれぞれ定めており、学生に向けて周知も行っているため、改善が認められる。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	薬学部及び健康科学部では、単位が修得できなかった科目に対し、翌年度以降に授業を受講せず試験に合格することのみで単位を認定しているため、単位制の趣旨に照らして是正されたい。
	検討所見	<p>薬学部及び健康科学部では、2020年度から定期試験のみで単位認定する「再履修制度」を廃止し、不合格科目を進級時に持ち越さないための措置として、年度末の「最終試験」によって再評価を行っている。</p> <p>以上のことから、単位制の趣旨に照らした改善がなされていると認められる。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ

東邦大学

	提言（全文）	医学部医学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.01、収容定員に対する在籍学生数比率が1.05と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。
	検討所見	<p>医学部医学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均については改善が認められるものの、収容定員に対する在籍学生数比率は、1.02と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p> <p>なお、大学評価時には提言の対象ではなかった研究科・課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が医学研究科修士課程では0.30、薬学研究科修士課程では0.45と低くなっているため、改善が求められる。</p>

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	内部質保証を推進する組織を「大学協議会」と規定し、自己点検・評価に関わる4つの委員会や「検証会」が協働してP D C Aサイクルを実践する体制としているが、各学部・研究科などの他の部署も含め、内部質保証に関わる大学内各組織の権限や役割の規程上における明確化が不十分である。また、「大学協議会」は、その結果に基づく明確な改善指示を各部署に示していないため、各組織の運営や、改善支援を適切に実施し、内部質保証システムを機能させるよう、改善が求められる。
	検討所見	内部質保証に係る各組織の役割を明確にするため、2021年に「東邦大学における内部質保証の方針」を制定し、学長を議長とする「大学協議会」を内部質保証の責任を負う組織として位置づけ、自己点検・評価結果を分析し、改善策及び提言を策定することを示している。これにあわせて、「東邦大学

		<p>自己点検・評価規程」の改正を行い、「大学協議会」のもとに置く「東邦大学自己点検・評価委員会」や学内の役職者及び複数の外部有識者を構成員とする「東邦大学自己点検・評価検証会」等、内部質保証における各組織の権限や役割を明確に定めている。</p> <p>また、本協会からの提言や「東邦大学自己点検・評価検証会」における指摘事項をまとめ、「大学協議会」にて改善施策や担当部署を含めて、報告・審議し、「50の課題」を設定している。この課題を同協議会が担当部署に伝達し、各種改善に取り組んでいる。改善の進捗状況については、「東邦大学自己点検・評価検証会」で随時確認している。</p> <p>ただし、実態としては、「東邦大学自己点検・評価検証会」が自己点検・評価結果の検証・分析を行い、改善の方向性を取りまとめた同検証会の議事録を以て提言とし、「大学協議会」に報告するとともに、各所属長に対して提言の確認を依頼することを改善指示としており、「大学協議会」の役割を「東邦大学自己点検・評価検証会」が担っていることから、規程や方針に示す内容と実態に齟齬が生じている。</p> <p>以上のことから、内部質保証システムにおける役割や連携のあり方を定めたものの、実態とは異なることから、内部質保証体制のさらなる整備が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	健康科学部及び理学研究科博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方が示されていないため、改善が求められる。
	検討所見	健康科学部及び理学研究科博士後期課程で教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しており、改善が認められる。

No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	理学部生物学科、生命圏環境科学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めているものの、2年次以降に各学年終了までの既修得単位数に応じた追加の単位の履修を認めている。これにより、実際に上限を超えて多くの科目を履修登録する学生が相当数いるが、このほかの措置はなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	検討所見	<p>理学部生物学科、生命圏環境科学科では、2020年度の入学生から、1年間に履修登録できる単位数の上限を既修得単位数に関係なく年間50単位未満としたものの、大学評価時に比して上限を超えて履修登録している学生数が減少傾向にあるとはいえない。</p> <p>なお、2023年度からは理学部の新カリキュラムの導入に伴い、教員養成課程及び臨床検査技師課程を含めて1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位としているが、インターンシップを含む科目等についてはその上限の対象外としていることから、履修登録できる単位数の上限設定が形骸化しないよう留意されたい。</p> <p>さらに、単位の実質化を図るその他の措置については大学評価時から変化がなく、依然として不十分であることから、引き続き改善に向けた取り組みが求められる。</p>
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	学部、研究科によってシラバスの成績評価方法に、「出席点」と記載のある科目や複数の方法で評価をしながらその寄与率が定量的に記載されていない科目及び成績評価に対するフィードバック方法の記載がない科目が見受けられることから、シラ

東邦大学

		<p>バスのチェック体制を機能させることにより、適切な成績評価方法の記載とするよう改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>2019年から全学部・研究科に対して、翌年度のシラバス作成に関する留意事項等をまとめた通知を学長名で通知している。同通知では、「出席点」を評価に加点することは認めない旨を記載しており、適切なシラバスの作成について指示している。</p> <p>また、学部・研究科で統一感のあるシラバス作成に向けたマニュアルの作成や、第三者チェックを行う「シラバス小委員会」等の設置などの体制を構築している。</p> <p>また、シラバスシステムの関係上、学部・研究科間で「成績評価基準」等の体裁が異なっていたが、2022年度から全学的な統一に向けた検討に着手しているため、引き続き体裁の統一に向けた取り組みが期待される。</p>
No.	種 別	内 容
5	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>理学研究科博士前期課程では、特定課題の研究成果に関する審査基準を明確にしていなかったため、これを明確にするよう改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>理学研究科のいずれの専攻においても、学位論文の提出を必須としていることから、同研究科においては特定課題研究の制度そのものを廃止することとした。これに伴い「東邦大学大学院規程」を改正しており、改善が認められる。</p>
No.	種 別	内 容
6	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>看護学部・看護学研究科以外の学部・研究科では、学位授与方針に定めた学習成果を測定する方法や、測定した結果を評価するための適切な評価指標の</p>

		<p>開発に至っておらず、学習成果を多角的かつ適切に把握・評価するための取組みが不十分であることから、改善が求められる。</p>
	<p>検討所見</p>	<p>「アセスメント体系化ワーキンググループ」が中心となり、学部ごとにアセスメントプランを策定している。アセスメントプランは、学位授与方針に関連させた具体的な到達能力と評価指標を学年別に設定している。これに基づく組織的・体系的な学習成果の把握には至っていないものの、現在は 2020 年度に導入した「GPS-Academic」を利用し、学位授与方針に示す各能力の達成度を学部ごとに測定しており、その結果を各学部へ伝達している。</p> <p>また、研究科においても検討を行い、研究科ごとに学位審査におけるルーブリックを作成している。医学研究科のルーブリックは、「目的・背景」「計画・方法」等の 9 項目からなる「学位論文評価項目」と「論理的な研究発表」「研究内容に関する発表のわかりやすさ」等の 8 項目からなる「論文審査会評価項目」を設定しており、いずれも学位授与方針に関連させた評価指標となっている。一方で、薬学研究科及び理学研究科では、測定方法が学位授与方針と対応しているとはいいがたいため、改善が求められる。</p> <p>以上のことから、学部ではアセスメントプランに示す評価指標の着実な実施が期待される。また、研究科については、医学研究科では改善が認められるものの、薬学研究科及び理学研究科については、学位授与方針に定めた学習成果を測定することが求められる。</p>

◆ 再度報告を求める事項

なし

以上